

令和7年6月定例会 地域活性化対策特別委員会（付託）

令和7年6月27日（金）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	元木	章生
副委員長	曾根	大志
委員	嘉見	博之
委員	沢本	勝彦
委員	木下	賢功
委員	井川	龍二
委員	庄野	昌彦
委員	浪越	憲一
委員	坂口	誠治

委員外議員

議員	扶川	敦
----	----	---

議会事務局

政策調査課長	戸川	拓司
政策調査課係長	吉田	寛子
政策調査課主任	山田	有希子

説明者職氏名

〔企画総務部〕

広域行政担当部長	島田	浩寿
副部長	高崎	美穂
政策企画課長	内海	はやと
市町村課長	林	耕治
地域連携課長	平畠	充祐
情報政策課長	穂葉	圭司

〔生活環境部〕

部長	飯田	博司
次長	福岡	克己
労働雇用政策課長	井口	貴弘
労働雇用政策課移住交流室長	南部	玲子
交通政策課長	橋本	貴弘

〔経済産業部〕

商流・交流担当部長	尾崎 浩二
経済産業政策課長	岡崎 仁美
経済産業政策課商務流通室長	高尾 一仁
企業支援課長	鳥海 祐司
企業支援課新産業立地室長	喜井健太郎
産業創生・大学連携課長	大竹 耕太

〔農林水産部〕

部長	里 圭一郎
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久 正治
みどり戦略推進課長	水口 晶子
みどり戦略推進課販売・物流支援室長	新居 義治
鳥獣対策・里山振興課長	渡辺 裕恭
畜産振興課長	福見 善之
林業振興課長	須恵 丈二
農林水産総合技術支援センター経営推進課長	山本 憲
農山漁村振興課長	中原 幹起

〔県土整備部〕

プロジェクト担当部長	神原 聡
副部長	小津 慶久
建設管理課長	谷川 健治
高規格道路課長	西岡 治彦
都市計画課長	山下 賢志
住宅課長	藤本 裕幸
河川政策課長	山本 英史
港湾政策課長	村上 宗用
港湾政策課港湾経営担当課長	中本 雅清

〔南部総合県民局〕

副局長	賀原 一徳
地域創生防災部長	杉本 孝誠

〔西部総合県民局〕

副局長	出口 修
地域創生観光部長	福良 憲市

【報告事項】

○令和 6 年度ターンテーブルの運営状況等について（資料 1）

元木章生委員長

ただいまから、地域活性化対策特別委員会を開会いたします。（10時31分）

直ちに、議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

里農林水産部長

この際、1点御報告させていただきます。令和6年度ターンテーブルの運営状況等についてでございます。資料1を御覧ください。

まず、1、施設の特徴でございます。ターンテーブルは、東京都渋谷区において、飲食・宿泊・交流機能を通じ魅力体験ができる、本県の情報発信拠点です。

令和6年度の主な取組実績といたしましては、枠囲みに記載のとおり、県産食材の認知度向上に向けたテレビ等のメディアでの情報発信では、様々なジャンルのメディアやSNSに、合計623回掲載され、広告料に換算いたしますと約2.7億円のPR効果が得られたところでございます。

また、徳島の食・文化・観光の魅力発信のため、首都圏におけるイベントに出張出店し、約10万人の方に徳島の魅力をPRしたところでございます。

2、運営状況でございます。施設利用者数につきましては、上段の表の右側、前年度対比の欄に記載のとおり、飲食・物販の利用者数が533人減少した一方で、宿泊の利用者数が、インバウンド需要の拡大により、504人増加したことから、施設全体では、前年並みとなったところでございます。

収支状況につきましては、総売上高は、中段の表の左から3列目、令和6年度の欄の1段目に記載のとおり、3億262万4,000円となったものの、5段目の人件費・一般管理費が、人件費や光熱水費の高騰により、2億3,194万2,000円と大幅に増加したことから、表の最下段、経常利益につきましては、マイナス772万9,000円となったところでございます。

下段の表のターンテーブルがきっかけとなって県産食材等の取引につながった売上額につきましては、令和6年度の欄に記載のとおり、3億6,328万5,000円となったところでございます。

3、今後の主な取組でございます。県産食材の認知度向上につきましては、旬の食材による訴求力の高いフェアやマルシェの実施、大手企業と連携したSNSによる情報発信を行うとともに、魅力発信の強化につきましては、県内各地の食・文化・観光をまるごと体験できる魅力発信イベントの開催、県産品の販路拡大につきましては、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構と連携した県産品のテストマーケティングや、飲食店チェーンをターゲットとした商談会を実施してまいります。

今後とも、徳島新時代に向けオール徳島で魅力を発信し、首都圏における徳島の情報発信と交流の拠点として、その機能を十分に発揮できるよう、努めてまいります。

報告事項は以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

元木章生委員長

以上で報告は終わりました。これより質疑に入ります。
それでは質疑をどうぞ。

浪越憲一委員

私からは、この間、一般質問で過疎についての御質問をさせていただきました。

それぞれの地域、地域で、いろんな例を出しながら過疎の取組をしていただいている、市町村と共に御尽力いただいていることに改めて感謝申し上げます。

ただ、後期計画になるという答弁でございましたので、その点について何点か、今までの前期計画の中での実績も含めて、一つ御答弁をお願いできたらと思います。

平畠地域連携課長

ただいま、浪越委員から、過疎対策の前期計画 5 年間の成果について御質問を頂きました。

本県では令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間、徳島県過疎地域持続的発展計画の前期計画に基づき、過疎対策に取り組んでおります。

前期計画では S D G s の理念を踏まえながら、人口減少、災害列島、新型感染症の三つの国難への対応と、新たな課題解決の原動力となる D X、G X の二つの推進エンジンを中心に施策を展開することとしており、重点施策といたしまして、コロナ禍を契機とした新次元の分散型国土の創出、強靱な地域交通体制の整備や構築、安全安心な地域医療体制の確保、誰一人取り残さないデジタル社会の推進、脱炭素社会をリードするグリーン社会の推進の五つを定めているところでございます。

本県といたしましては、前期計画を踏まえまして、集落間の広域交流を促進し、緊急時の命を守る道路網の整備や、地方に人と仕事の流れを生み出すサテライトオフィスの誘致、また県立病院間における第 5 世代移動通信システム、いわゆる 5 G を活用しました遠隔医療の推進など、市町村と一体となって、生活基盤の整備はもとより雇用の創出、医療、福祉の充実などの取組を展開しているところでございます。

浪越憲一委員

あと、一般質問の中で、過疎対策の推進エンジンとして過疎対策事業債の発行額が伸びているという答弁があったと思われます。

余談になりますけれど、推進エンジンですので、アクセルを吹かそうとしたら、燃料がなければ吹くこともできませんし、燃料切れになってしまったら、周りへの多大な影響もありますので、その点も含めまして具体的にどういったものに活用されているのか、金額的な推移について、額についても、お聞きいたします。

林市町村課長

ただいま、浪越委員より、過疎対策事業債がどういったものに活用されるのか、また、額の推移について御質問を頂いたところでございます。

過疎対策事業債、いわゆる過疎債は、過疎市町村が地域の実情に応じまして、創意工夫を凝らしながら持続的発展を図ることができるよう、過疎地域の持続的発展の支援に関す

る特別措置法、いわゆる過疎法に基づきまして、発行が認められている地方債になります。

その特徴といたしましては、市町村道、農道、林道、下水処理施設、一般廃棄物処理施設といった、インフラ整備でありますとか、公民館、図書館のような箱物整備に加えまして、地方財政法第5条の特例として認められているソフト事業も含めまして、非常に多様な事業に活用が可能となっているのが特徴として挙げられるところでございます。

本県の令和6年度の具体的な活用事例につきましては、例えばハード事業では、ごみ処理施設をはじめ、し尿処理施設でありますとか、保育施設等の整備、ソフト事業といたしましては、タクシーの利用助成事業でありますとか、こども医療費助成、マラソンイベント等に活用されているところでございます。

また、県内全体の発行額の推移につきましては、令和4年度につきましては約66億円、令和5年度につきましては約77億円、令和6年度は約91億円と、順調に推移しているところでございまして、令和2年度の約54億円と令和6年度とを比較いたしますと約7割増しの大幅な増加となっているところでございます。

それら発行額の増加の要因には、県から市町村に積極的な活用を呼び掛けたことが寄与しているものと考えておりまして、市町村には大変喜ばれているところでございます。

県といたしましては、今後とも、過疎地域の課題にしっかりと向き合って、必要な財源確保に積極的に努めてまいりたいと考えているところでございます。

浪越憲一委員

おっしゃるとおり、ハード、ソフトも含めまして、様々な面に活用していただけていると、また金額的にもソーシャル的にも出てきているという形は受け止めます。

その中で今回、地方創生2.0基本構想についても質問させていただきましたが、閣議決定した結果について、そういう点も含めまして、この基本構想をどのように受け止めているのかを、お聞かせください。

平畠地域連携課長

ただいま、浪越委員から、基本構想の受け止めについての御質問を頂きました。

地方創生2.0基本構想は、人口減少が続く事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済が成長し、社会を機能させる適応策を講じていくとされておりまして、インバウンドの増加でありますとかAI・デジタル技術の急速な発展など、社会情勢の変化を追い風に、地方創生を加速させるために打ち出された構想となっております。

本構想では、強く、豊かで、新しく、楽しい地方の実現に向け、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生をはじめとする政策の5本柱の下、関係人口を実人数で1,000万人、また延べ人数で1億人を創出するなど、10年後の目指す姿が定量的に提示されたことで、国や自治体、地域の多様な主体が一体となって取り組むための具体的な方向性が共有されたものと認識をしております。

国においては今後、地方創生2.0基本構想に基づき、各府省庁の具体的な取組が展開されるものと認識しており、これらを踏まえまして、年内に後期方針の柱となる重点事項を取りまとめるとともに、年度内には県の過疎計画を策定してまいります。

浪越憲一委員

分かりました。

今まで取り組んだものもあるかと思われませんが、関係人口を1,000万人、延べ人数1億人を目指すという、この基本構想に基づいて今後、そこをあえて違った方向性へ行くのか、それともその部分をもう一度アップデートしていくのか。そういった形も含めまして、基本構想を考えられていくと思われませんが、後期計画を策定するに当たって、どのように具体的に重点を置いていかれるのかを、お尋ねします。

平畠地域連携課長

ただいま、浪越委員から、今後どのような後期計画を策定するのかとの御質問を頂きました。

まずは年内に、令和12年度までの5年間を見据えました過疎対策の道しるべとなる後期方針を策定してまいります。

特に地方創生を取り巻く社会情勢に対応するため、地方創生2.0基本構想でも示されるA Iやデジタルなどの新技術の徹底活用が重要であると考えております。

折しも本県では今年3月に、急速に発展する技術革新と、それに伴う社会の変化に対応するため、とくしま新未来D X推進プランを策定しておりまして、デジタル技術を活用した効率的、効果的、革新的な取組を展開しているところでございます。

後期方針では、過疎地域の課題解決に向け、本プランの進捗状況なども踏まえながら、行政サービスのD XやA Iの活用などを検討しているところでございます。

また、担い手不足という課題に対し、関係人口として継続的な関わりを持つ徳島ファンを創出するなど、地方創生2.0基本構想にも示された若者や女性にも選ばれる魅力的な地域づくりなども踏まえ、後期方針の重点項目を取りまとめ、年度内には令和12年度までの後期計画を策定してまいります。

浪越憲一委員

分かりました。

3月に、とくしま新未来D X推進プランも立ち上げられておりますし、様々なD Xを活用しながら、今後、展開していくという形の答弁と感じております。

その中で、よりよい後期方針、また後期計画とするために、今後こういったスケジュールを考えられているかを、お尋ねします。

平畠地域連携課長

ただいま、浪越委員から、今後のスケジュールについての御質問を頂きました。

後期方針及び後期計画の策定に向け、5月には志田副知事をトップといたしました徳島県過疎対策戦略本部を立ち上げ、後期方針案の策定作業を今現在、鋭意進めているところでございます。

後期方針案を策定次第、9月には本委員会への御報告や、またパブリックコメントを行う予定であり、委員会で御審議を賜るとともに、県民の皆様の御意見を踏まえ、年内には市町村に後期方針をお示ししたいと考えております。

また、後期方針に基づく新たな後期計画につきましては、来年 2 月の本委員会におきまして、後期計画案を御報告したいと考えておりますので、またその際には、御審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

浪越憲一委員

分かりました。

方針を年内にという形の報告でございますが、まとめというか、そうした方針を少しでも早く、そして充実、拡充できるような形を作っていただきたいと思います。

前期計画に基づいて今がある、またそれに基づいて継続しているものはたくさんあると思われます。後期計画に当たっては、そういった地域、地域のニーズを幅広く拾い上げていただきまして、公共交通機関も含めてインフラ面も考えていただきたいと思います。

過疎対策事業債に関しましては、財源確保なり、地方創生最前線かつ、市町村から上がってくるニーズにも是非とも共同で方針を出していただきたいと、そのように感じております。

後期計画を年度内に策定していただけるとおっしゃっておりましたので、後期計画に基づいて推進できるように努めていただきたいと思います。

なかなか過疎に効く特効薬はないかと思いますが、処方箋は必ず後期計画で見つけられると信じておりますので、そうしたものも含めながら、何度も言います。ニーズを捉えていただきまして、今後の取組をお願いしたいと思っております。

井川龍二委員

徳島市へ移住者が 1,000 人近く来たと、新聞の報道にもあるようでございますけれど、もう少し具体的にお話ししていただきたいと思います。

県も、徳島市も窓口をいろいろ作ったという話でございますが、これは各県もしていることでございまして、徳島に今回、移住者が結構来たというのは、どういう要因があったのか、教えていただきたいと思います。

南部労働雇用政策課移住交流室長

ただいまの御質問につきまして、令和 6 年度の移住者数は 3,195 人となりまして、過去最多であった令和 5 年度に迫る 3,000 人をキープしたところでございます。

東京一極集中の傾向が再び加速しており、他県との移住者獲得競争が活発化している中、3,000 人台を保てたのは SNS を活用した情報発信でありますとか、ターゲットを絞って情報発信もしておりますし、また去年度は県単独の移住フェアなども開催いたしまして、そこでの相談対応や情報発信を行ったこと、また各市町村におきまして、熱心に移住者獲得について対応していただいております。

井川龍二委員

とにかく移住者が増えるということは有り難いことでございまして、音を立てるように人口が減ってきておりますので、県外から来ていただけるということは非常に有り難いと

思います。これからも頑張っていたきたいと思います。

それでこの三千何人来たという移住者は、仕事は、どうしているんですか。また、住宅はどんな状況になっているか、その辺も分かったら教えてもらいたいと思います。

南部労働雇用政策課移住交流室長

仕事につきましては、正直、なかなか後追いの調査はできていないところなんですけれども、移住の相談窓口の状況などを聞きますと、移住者が入ってきた時に取っているアンケートで分類しますと、起業したりとか、普通に会社に就業しておりましたりとか、あと地域活性化に取り組んでいる、というようなきっかけで、徳島に移住されたという方が多いとは聞いております。

あと、空き家につきましては、もちろん移住者がいきなり家を購入して住むのは難しいところもございますので、相談窓口において住居に対する御相談は非常に多いと伺っております。

ただ、その中で各市町村が空き家バンクを設けておりましたり、またリフォームですとか、様々な支援を実施しております。移住する方に寄り添った相談対応して、移住相談から移住者増につながるように各市町村でも対応いたしておりますし、県もホームページなどを活用しながら情報発信に努めております。

井川龍二委員

私も余り詳細なことは聞きませんが、とにかく来てくれるんですから、住まいと仕事は、相談があれば十分に乘ってあげていただきたいと思います。

あと、地域おこし協力隊というのがあったんですけど、人数等の現状はどうなっているか教えていただけますか。

南部労働雇用政策課移住交流室長

地域おこし協力隊の現在の人数ですけれども、令和6年度に特別交付税対象ベースで算定したところ、合計85名となっております。

井川龍二委員

85名というのはどうなのですか。同規模の県とか、幾らか小さい県もあるでしょうけれど、他県と比べて、多い、少ないを教えてくださいませんか。

南部労働雇用政策課移住交流室長

すぐに同規模の市町村で比較するのは難しいのですが、徳島県が85名でございまして、香川県ですと75名、愛媛県ですと154名という数字となっております。

井川龍二委員

しっかりと、それも受け入れていただいて、県外から来ていただいた人が、楽しく徳島で生活を送っていただけるように、協力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

庄野昌彦委員

鳥獣対策・里山振興課長がおいでしますので、実は通告も何もしていなかったんですけども、私の住んでいる近くでイノシシの罠に、イノシシが掛かったんでしょう。方上小学校とか、渋野小学校とか、すぐ近くなのですけれども、75歳と76歳の方かな、お二人が亡くなったんですよ。

この委員会に沿うか、沿わないかは、分からないですけれども。死者が出ているということで、恐らく、多分イノシシが出たんだろうと。檻に掛かったイノシシが最後、何かのときに、刺しにいったか。イノシシはものすごい力が強いからです。

二人が亡くなったということで、今朝、県警の方が来てくれて、いろいろ説明してくれましたけれども。学校の近くとか、そういうところで、動物園からも少ししか離れていない山で、もちろん免許は持っているんでしょうけれども、いろんな鳥獣のくくり罠とか、様々な罠をしている方の安全対策というのが必要だと思います。

危ないものなんですよということを周知をきちんとして、捕まえる人もいろんな研修を受けて多分、万全の注意を払ってしているんでしょうけれども、イノシシも多分、死に物狂いですよ。

だから、罠を仕掛けて、それをジビエとかにも活用しているんですけども、今後の安全対策というか、注意喚起といいますか、そこらのことを何かしていかなければいけないのかなと。

昨日の今日ですから。今朝、県警の方とも話をした際、動物園とか、お客さんが来ますので、それから小学校の近くですので、小学校にも今日から安全パトロールの巡視をするというようなことを言っていました。県としても、そうした何か取組といいますか、これからの啓発といいますか。

イノシシを捕るというのはよく分かるんです。田舎で、農業とか、タケノコ山とか、あるんですけども、イノシシの被害というのは非常に多いです。イノシシと、それからシカ。それからビワを作っていて、熟れてちぎろうかなと思ったら、サルの集団が来て、袋を掛けていても全部ちぎられるような被害がいっぱい出ているんです。

だから、農産物の被害だけだったらまだしも、亡くなった方が二人も出たというのは、かなり深刻に受け止めて、何かやらないといけないのではないかなという気がしますけれども、どうでしょうか。昨日の今日ですから、突然の質問で申し訳ないんですけども。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま、委員より、狩猟事故への対応についての御質問を頂きました。

県では、狩猟事故防止のための啓発に努めているところでございますが、この度の事故につきましては現在、情報を収集中でございます。

県におきましては、狩猟に伴います人身事故は、これまで発生していませんでしたが、猟銃の点検中の誤射事故、それから猟犬が家畜やペットを襲うという事故が過去に発生しておりますことから、これまで猟銃免許更新の講習会ですとか、あるいは猟犬の訓練大会などを通じまして、各機会に狩猟者に対して注意喚起を行ってきているところでございます。

今後とも、市町村や猟友会、それから鳥獣保護管理員と連携いたしまして、猟銃や、それから狩猟や有害駆除等における狩猟事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

庄野昌彦委員

朝の県警の方の話ですと、二人とも服もボロボロに切られていたり、噛まれた跡とか、いろいろな傷がいっぱいあったと言っていましたけれど、恐らくイノシシにやられたんだなという気がします。十分注意喚起といいますか、そういう悲惨な事故が起こらないように。

心配なのは、手負いのイノシシが、また凶暴になって、子供とかを襲ったり。行ってみたら、学校がすぐ近くです。

だから、そこらのことも心配なので、また、ここでの議論を、これ以上言ってもあれでしょうけれども、亡くなった方が出ている非常に大きな事故でありますから、十分これからも気を付けていただきたいと思います。

それと、空き家の問題については、浪越委員もいろいろな意味で言われておりましたが、例えば大きな台風により、老朽化した空き家が壊れて通路を塞いでしまうなど、地域の中で御迷惑を掛けるようなこともあって、空き家対策が随分進められております。

これはもちろん基礎自治体の市町村が、主導でやられておって、県はその支援をしているということをお聞きしているのですけれども。インターネットとかで、街の空き家対策の活性化策とか見てみると、例えば立派な古民家が空き家になって困っているときに、市も県もお金を入れてあげて、その大きな古民家をリニューアルをして、民間の企業さんが、例えばコーヒーショップ、地域の特産品を売るランチの店、宿泊機能も兼ねたものへ再生して、非常ににぎわっているところがあると、ところどころ散見しました。

県が古民家再生について、どのくらい力を入れてやれるかどうかはよく分かりませんが、例えば地域の中に、優れた古民家を壊すのはもったいないというのがあったら是非、市町村の皆さん方と一緒に、その古民家を支援して。民間のノウハウが多分あるはずなんです。どちらとは言いませんけれども、そういう会社があると載っていましたので、その会社の方と一緒に、民間のノウハウを頂きながら、その地域の核となるような古民家を再生して、人々がこんなところまで来るのかというようなことも、最近、よくテレビでもやっています。

車で何時間も掛かるような所に、例えばお蕎麦屋さんを作ったら、県外からもいっぱい来たということもありますので、そういう一つの地域の宝物みたいなものを、きちんと民間の活力も得てやっていただけたら、何か核となるようなものができるのではないかなと思いましたので、質問ではないんですけれども、申させていただきます。何かお答えがあれば、教えていただきたいと思います。

藤本住宅課長

庄野委員から空き家対策、特に市町村が関わっているところの県の関わりについての御質問でございます。

県はこれまで市町村と連携し、空き家対策の取組をしております。老朽化して危険な空き家につきましては除却を進め、健全な空き家につきましては、地域の資源として活用

していくという 2 本柱で進めております。

県は空き家対策の主体となる市町村の伴走支援という形で、支援を進めているところでございます。

こうした伴走支援による取組に加えまして、今年度から新たに空き家 5（ファイブ）戦略事業を実施していくことにしておりまして、様々な地域課題を抱える市町村を県が先導するべく、空き家対策に精通した民間事業者の力を得て、対策を更に加速するものでございます。

その内容につきましては、観光、人材確保、人口減少の 3 テーマに沿って、民間事業者の皆様から、実際に空き家を改修する空き家利活用の新たなモデルを提案していただくという、プロポーザルを予定しております。

庄野昌彦委員

こういうところまで、お客さんが来るのかなということを思いますので、是非、地域の資源となり得るようなものがたくさんあると思います。

そういう意味では、民間活力も活用して、市町村と一緒に活性化になるように、お願いいたしまして終わります。

坂口誠治委員

先般の県土整備委員会で聞き忘れたので、お聞かせいただきたい点がございます。担当の道路整備課が出席されていないということなので、御説明いただけることがあればというところで、質問をさせていただきます。

県土整備委員会の中で、原議員、平山議員、あとは井下議員が、道路の草刈りのことをお話しされていました。

草刈りしてくださいという要望をされていたと思うんですが、私も 3 年目なので、初歩的なことを教えてほしいのですが、要望をすればやっていただけるという感じでよろしいでしょうか。

また、道路、あと河川の草刈りも含めて、多分ここにいらっしゃる委員も全て、草を刈ってくれ、何々やってくれとか、多分いろんなところで、嫌というほど聞かれていると思うんですけれども、過去から含めて、草刈りの要望は減っているんですか、それとも増えているんですか。そのあたりを教えてください。

西岡高規格道路課長

ただいま、坂口委員から、除草についての御質問でございます。

道路に関する除草につきましては、繁茂している所から重点的に年 1 回程度、除草をしているところでございまして、特に要望がある所につきましては状況を確認しまして、通行に支障があれば刈っている状況でございます。

坂口誠治委員

私は今から 6 年前に徳島に帰ってきました。16 年ほど東京と大阪にいたんですが、帰省の度に何か草が多いな、どんどん増えているなという雰囲気を感じております。

その中で、先ほど申し上げたように、草を刈ってくれ、道路がどうのとかということ、たくさんの住民の方から聞かれるんです。

それが、もちろん予算ありきの中で各保守、メンテナンス等をやっていると思うんですが、その中で草を刈っていただけるとか、そういう回数がだんだん減っているのではないかな。あとは道路の脇のところに土があるから草が生えてくるのかなというのがあるんです。

それを私がいた東京、大阪と比べると、予算規模が違うから比較するなというのはもちろんあると思うんですけども。今後、県予算もばくだいの的に増えていくということは考えにくい中で、もちろんボランティアの方がやっているというのもあると思うんですけども、そのボランティアの方といっても、70代、80代の方、お仕事されている方が現役を引退されて、町の美化のためにという形でやってくださっている。

私もそういったお手伝いをさせてもらっているんですけども、20年後、30年後といったときに、これは、誰がボランティアをやってくれるんだろう。税金を払っているから県がやれ、市町村がやれという感じで思われている県民、市民の方も多いと思うんですけど。そのあたりは、20年後とか、30年後とか、何か具体的に考えられていたりとかすることは、ありますか。

西岡高規格道路課長

ただいま、坂口委員から、持続可能な除草についての御質問を頂きました。

県で実施する除草につきましては、予算の制約の中で行っております。

それ以外につきましても、先ほど坂口委員からもありましたように、ボランティアということで、県では官民協働型維持管理システムにより地域の方に参加いただきまして、一部お金を支給するという形で行っております。

坂口委員からもお話がありましたように今、ボランティアの方は高齢の方も多いということで、ここにつきましては将来的なところ、今現在では確定しているようなものはございませんけれども、持続可能な除草ができるように今後、いろいろ検討していきたいと考えてございます。

坂口誠治委員

官民連携というところで、少なからずボランティアの補助的な部分で、平米幾らとかという、本当に少額だと思います。

それをシルバー人材センターであるとか、業者に頼んだら、かなり大きな金額になると思うんですよね。

元々国道であれば国、県道であれば県、市町村道であれば市町村という形で、各自治体になると思うんですけども、でも実際に今、継続できるんだろうかとすごく思います。

ボランティア募集といっても、私たち50代、40代の現役世代といたら、子供さんのことであるとか、御両親の老後の介護であるとか、いろんな行事があって忙しいという中で今、何か前向きに考えておかないと、できないことというのはいっぱいあるなと。

無尽蔵に予算があって、できるのであればというところがあるんでしょうけれども、その10年、20年、今のシステムのままでいくと、今以上にひどくなるのかなと思います。

県では、例えばホールであるとか、アリーナであるとか、そういった箱物と呼ばれる部分に、もちろん県税を使ってやっていくわけではあるんですけども。でも河川であったり、道路であったり、そういう県管理のところというのは、県がきちんと予算であったり、予算ができないのであれば、何か施策を考えて、もちろんこれをやれ、やれと言うつもりはないんですけども、一緒にやっていく必要があるのかなと思っています。

でないと、今ここにいる方々が20年後、30年後、この席で座っているかといったら、なかなか難しいところもあるのかなというところで、徳島新時代と知事もおっしゃっているわけですから、何かを作る、ではなくて、今あるものをいかに次の世代に引き継ぐと、継続していくということをやらないと、県都の徳島市だけきれいになって、県西部、県南部を含め、県都以外はボロボロだよねと。私の友達なんかも東京から来た場合に、何でこんなに草が生えているのかというのをよく言われます。はっきり言って、私も帰ってきて思いました。

車に乗っていると、スピードでなかなか周りの風景は見えないではないですか。車を運転しているのか、後部座席に乗っているのか、それともバイクなのか、自転車なのか、走っているのか、歩いているのか、そのスピードによって見え方というのはものすごく変わると思うんです。

たまに散歩をすると、こんな所にこんなお店があった、こんな神社があった、というのに気付くことがあると思うんですけども。そういうのを含めて、国際線も飛んでインバウンド等も、いろいろ話されていますけれども、何か足りていない部分が、かなりあるのかなというのをすごく感じていますので、私自身はやれ、やれと言うつもりはないですし、一緒に参画して何かやらないといけない。

例えば、徳島で1番のインフルエンサーと言えど多分、後藤田知事だと思うんですよね。SNSを通じて何万人のフォロワーさんがいらっしゃいます。

その中で、知事が自ら鎌を持って100m草刈りをしました、そっちのほうで、知事はそんなことまでやるんだという形で、いろんな方にいいイメージを与えられると思うんです。

そういうのを議員38名が見るわけですから、職員も含め、そういった税金をお給料で頂いている方々で、まず始めることによって、民間の方にも御協力いただけませんか、そういったようなのを、一つ方法論で、やってみてもいいのかなと。

徳島県には、徳島県の日みたいなのがないので、年に1回でも2回でも、全員で100m草刈りやろうぜみたいな、そんなのをやってもいいのかなと思っていますので、前向きに考えていただければと思います。

元本章生委員長

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、この際、申し上げます。扶川議員から発言の申出がありました。委員外議員の発言については議員一人当たり、1日につき趣旨説明、答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされております。

まず、扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

外国人労働者への支援について質問させていただきます。

元木章生委員長

委員各位にお諮りいたします。扶川議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは扶川議員の発言を許可いたします。質疑をどうぞ。

扶川敦議員

外国人労働者ですが、徳島県の外国人は8,900人を超えて、技能実習生、特定技能実習生を合わせると4,300人を超えて、半分ぐらいおります。過去最高になって増加を続けております。

昨日も、まちづくり・魅力向上対策特別委員会で、県内のバス運転手不足が議論になりましたが、今年の春、特定技能1号のインドネシア人のバス運転手が全国で初めて誕生したというニュースをネットで見ました。

日本はどんどん人口が減っていますが、世界の人口は増えております。何か日本人だけに着目すると将来は真っ暗みたいな、雰囲気の良い議論になりますが、アメリカみたいな多民族の国家というのは、どんどん人口も増えるし、経済力を付けているわけです。別に移住を促進しろというわけではありませんが、当面、外国人の力を借りなければ経済も我々の暮らしも成り立っていかない。

そこで、もう少し外国人労働者の就労を増やす方法はないかということで、県が委託して就労対策も含めて、県内の外国人の相談を受けてサポートしている労働者福祉協議会の在住外国人サポート事業部へ行って、お話を聞いてまいりました。

すると、今年度から県の委託事業は、予算も760万円から2,000万円に増えて、雇用コーディネーターが1.2人から4人に増えて、体制も強化されたと聞きました。

事業のメニューも、外国人の労働相談が週2回から平日午後、五日に増え、年1回のキャリアフェアに加えて年2回のミニ就職面接会も増えた。

従来からの職場体験や日本語能力試験N4対策講座に加えて、ビジネスマナー講座と自動車運転免許取得支援講座も行われるようになって、内容が充実されたと聞きました。こういう取組を大いに評価したいと思います。

ただ、来年4月から技能実習生制度が終わり、育成就労へ位置付けが変わると思われます。労働者としてきちんと位置付けられ、その後、特定技能1号から2号になっていきますと、2号は期間の定めがなく働けて、家族も連れて来られるようになります。

この制度改正を受けて、更に外国人労働者の就労支援に一層力を入れるべきだと思いますので、以下お尋ねをいたします。

まず、支援の絶対数ですが、労働者福祉協議会では県内企業とのマッチングをやっております。職場体験の取組は、昨年度は9月から翌年2月に5組が実施され、2組がマッチングできたという説明で、なかなか高いマッチング率だと思います。すばらしい。

しかし、絶対数が少ない。今年度は9月からでなく4月からと、期間を延長するとい

ますが、その期間に更に多くの体験を実施するには、希望者を増やす取組が必要ではないかと思います。

そのために現在、県内に在住している外国人労働者にできるだけ多く、できれば全てに、こうした支援制度があるということをお知らせするなど広報を強化し、潜在的な需要を掘り起こす必要があるのではありませんか、お尋ねをいたします。

井口労働雇用政策課長

外国人雇用対策につきまして、御質問を頂いたところでございます。

外国人の雇用に関しまして、今年度から相談体制の充実など、各種施策の充実を図っているところでございます。

お話のありました就職に関するマッチングフェアであるとか、その後の対応につきましては、先ほど扶川議員のお話もありましたとおり、今現在、技能実習制度の制度を使って県内にいらっしゃる方、約半数程度いらっしゃいます。実際、技能実習制度等々というところでいきますと、現在、転職等が認められていないというような状況でございます。

実際、対象となってくるのが現在、県内で、例えば日本人のパートナーの方であるとか、留学生の方がターゲットになってくるのかなと考えておりまして、そういった方々に対しましては、例えば留学生であれば大学等々と連携しながらお話をさせていただいておりますし、県内在住の外国人の方というところでありますと、通常の広報に加えまして、TOPIAなどを通じまして、周知を図っているところでございます。

扶川敦議員

技能実習生が特定技能に移っていくことによって日本に定着していく、日本で仕事に新たに就いていくということが可能になっているわけでしょう。これから本格的になっていくんだと思います。だから、これからの課題として受け止めていただきたいと思います。

今、外国人の相談窓口というのは、徳島駅前クレメントプラザ 6 階の、とくしま国際戦略センター、TOPIAがあります。

徳島市昭和町 3 丁目の県労働者福祉協議会の外国人サポート事業部へは、この国際戦略センターからの情報提供なり紹介があって、その外国人をサポートするというルートが多いそうですが、クレメントの 5 階に県のジョブカフェとくしまがあります。

そこで提案しますが、第 1 に外国人の就労相談もできる体制をクレメント内に置いたら、もっと効率的に足元で就労支援につなげられるのではありませんか。

また第 2 に、その際、外国人の相談支援について、一番よく分かっているのは外国人自身だと思います。私は以前からピアサポーターの採用を求めてまいりました。労働者福祉協議会で今後、採用をいただいて、クレメントの窓口配置するというのも案ではないかと思うのですが、どのようにお考えですか。

井口労働雇用政策課長

現在、県が委託しております労働者福祉協議会と、クレメント 6 階の TOPIA との連携についての御質問かと思いますが。

物理的に距離は離れておりますが、日頃から連携を密にしまして、例えば生活の相談で

あるとか、労働に関する話というところは、お互い連携しながら、これまでも取り組んでいるところでございます。

御提案のありました、場所を 1 か所に集めてというところは、今後の検討課題と考えているところでございます。

また、ピアサポーターの必要性について、お話しいただいたところでございます。県におきましては、現在のところ、伴走型の支援体制といたしまして、例えば在留外国人の方が就職を希望されるというところでありますと、その前段で必要となります、例えば履歴書、エントリーシート の書き方であるとか、面接マナーの講座を開き、その後、日本の社会保障制度の講座を開いて、それからマッチングフェア、グローバルキャリアフェアと呼んでおりますが、企業との面接会等々というのを一連的にやっているところでございます。

その合間につきましても、県で委託しています外国人材雇用コーディネーターを中心に様々な相談に乗りながら、各種関係機関と連携し、対応に当たっているところでございます。

こうした取組をしっかりと進めまして、外国人にも寄り添った支援となるように、引き続き努めていきたいと考えております。

扶川敦議員

窓口でいろいろ相談に乗って、ここへ行きなさい、あそこへ行きなさい、それだけでは足りないです。

労働者福祉協議会のやっている仕事はかなり踏み込んで、一部伴走支援もやっていると聞きました。伴走支援できる人数はどのくらいおりますかと言ったら、4 人だと聞きました。

本格的な伴走支援ではないかも知れませんが、日本人だったら自分でパソコンで探して、面接先に面接を申し込んで、自分で出掛けてやることができます。外国人はそうはいかない。

そもそも日本の企業の中で、実際に外国人を採用している実績のある企業の実情も知らない。知っていても面接に同行してサポートするぐらいの支援がないと、語学力の不十分な外国人はうまくいかない。

労働者福祉協議会でお聞きすると、そういう取組、これから強化していくということなんですが、先ほど申し上げたように、需要を発掘する中では、まだまだ人数が足りなくなるかもしれない。そのために是非、外国人自身を雇用し、ピアサポーターとして配置していただきたい。何度も申し上げます。

実は私自身も、エジプトの人を手伝ったこともあります。これはハローワークにお連れしました。うまくいきませんでした。入国管理局に同行して、韓国人のビザ更新、あるいは中国人の永住権申請のお手伝いをしたこともあります。これもなかなか正確に意図を捉えられず、それぞれ日本語の堪能な韓国人、中国人の友人に助けてもらうというようなこともありました。

その経験から断言いたしますけれども、日本人ではできないきめ細やかな気配り、相手の問題意識を察するということがピアサポーターはできるのです。是非、そういう人たちを配置していただきたいと思います。

その観点もありまして今議会、本会議で岡田晋議員の質問に対して、来月にも有識者や企業、在住外国人の方々が参加する日本語教育総合調整会議を開催するということでありましたので、お尋ねをいたします。

在住外国人とは、具体的にどういう国から、どういう資格で来られている人たちを想定しているのか。私は最低でも一番多い、ベトナム、中国、インドネシアのような方々を含めた、そういう人の意見を聞いた、日本語教育総合調整会議を開いていただきたい。

そこで今、申し上げたような問題意識も諮っていただきたいと思いますと思うんですが、具体的にどういう国から、どういう資格で来られている人たちが参加するのか、教えてください。

井口労働雇用政策課長

申し訳ございません。担当課が多文化共生・人権課でございまして、本日の委員会に出席しておりませんので、詳細についてはお答えできません。

扶川敦議員

分かりました。

そこまで調べていない、突然聞いたので申し訳ありませんが、ピアサポーターというのは一緒に伴走支援する人です。

だけれど計画を作る段階から当事者の意見を聞くというのは、どんな計画でも大事なことです。

それぞれの国から来ている人たちによって問題意識も違うかも知れません。イスラムの方なんかは全く独特の習慣を持っていますから、違うと思います。その意見を反映させるということは非常に大事ですので、担当課に要望をお伝えいただければと思います。

日本語教育についても、いろんなことが指摘をされております。ボランティアでやっているとか、箇所数が足りないとかいう話があります。これは今議会でいろいろ議論されましたが、この会議でも議論されるんだと思います。

抜本的に強化を進めていくべきだと思うんですが、どのようにお考えか、もう時間ありませんので、お尋ねをしたいと思います。

井口労働雇用政策課長

外国人向けの日本教育についてというところで御質問を頂いたところでございます。

これまでも外国人労働者の方、また在住の外国人の方に向けまして、日本語教育というのを進めておりますが、単に日本語教育と日本語の学習というところでも、様々な日本語のレベルに合わせた対応というのが必要になってまいります。

在住の外国人であれば、日常のコミュニケーションに必要な日本語の能力であるとか、技能実習、それと特定技能等々でいきますと、それぞれの在住資格であるとか、お仕事で使うような日本語であるとか、様々な段階がございます。

それぞれに応じた日本語教育というのは、例えばTOPIAでやっている、地域で行っています日本語教室であるとか、当課で行っております今年度、新たに実施しますビジネス日本語講座等々というところで、実施させていただいているところでございます。

今後に向けまして、先ほど議員からも御紹介がありました会議等で、検討してまいりた

いと考えております。

元木章生委員長

扶川議員、時間ですのでまとめてください。

扶川敦議員

実は私の事務所に来ていただいて、いろいろ相談に乗ってきて、手伝っていただいている方にも、元日本人なんですが、フィリピンでおりまして、向こうでタガログ語も使いながら、日本語もできるという方がおります。

英語はもちろんできますが、そういう発掘をすれば、日本語のボランティアで、あるいは、少しお金を打ってあげれば、その方は生活保護を受けていますから、手を上げれば喜んで協力するような人材がいっぱいおると思います。

県が主導して、しっかり取り組めば、抜本的な改善は可能だと思いますので、しっかりお願いしたいということをお願いして、終わります。

元木章生委員長

では、以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてであります。8月6日(水)から8月7日(木)までの二日間の日程で、地域活性化対策に関する先進的な取組等を調査するため、愛知方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、地域活性化対策特別委員会を閉会いたします。（11時30分）